

# 報 告 1

## 本人確認情報の利用事務の名称変更に係る「住民基本台帳法に基づく 本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について (農業次世代人材投資事業に関する事務)

平成 29 年 12 月 21 日  
総務部市町村課

事務の根拠である要綱が改正され、事業名称が変更されたことに伴ない、「給付金の給付」を「資金の交付」に読み替えることとなったため所要の改正を行います。  
なお、本条例案については、平成 29 年 2 月議会に上程することを予定しています。

### 1. 改正理由

事務の根拠である「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱」が「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」に改正され、事業名が「青年就農給付金事業」から「農業次世代人材投資事業」に変更されたことに伴い、「給付金の給付」を「資金の交付」に読み替えることとなったため所要の改正を行います。

(事務内容に変更はありません。)

### 2. 改正内容

条例別表第一に規定されている以下の事務に所要の改正を行う。

#### ○別表第 1 第 4 3 号

##### <改正前>

四十三 就農のための研修を受ける青年に対する給付金の給付に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

##### <改正後>

四十三 就農のための研修を受ける青年に対する資金の交付に係る債権の管理に関する事務のうち規則で定めるもの

### 3. 施行期日 公布日

# 農業次世代人材投資事業（準備型）の資金交付要件

○ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(\*)を指すこと

※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること

・ 平成29年度新規交付対象者から、独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

## 3 研修計画が以下の基準に適合していること

- ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること

※ 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合には交付対象

## ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合において

- は、以下の要件を満たすこと
- a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
  - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
  - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を締結していないこと

- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国その他の事業と重複で交付を受けていないこと

- 6 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

## 交付対象の特例

29年度の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

## 返選

- 1 適切な研修を行っていない場合
  - ・ 交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができな
  - いと判断した場合

- 2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合

※ 準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後。

- 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合

- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の  
一部改正新旧対照表(抜粋)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>農業人材力強化総合支援事業実施要綱</p> <p>第1～第7「略」</p> <p>(別記1)</p> <p>農業次世代人材投資事業</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金(以下「<u>資金</u>」という。)を交付する。</p> <p>第2～第11「略」</p> <p>(別記2)～(別記5)「略」</p>	<p>新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱</p> <p>第1～第7「略」</p> <p>(別記1)</p> <p>青年就農給付金事業</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して青年就農給付金(以下「<u>給付金</u>」という。)を給付する。</p> <p>第2～第10「略」</p> <p>(別記2)～(別記5)「略」</p>